

門 総 人 第 7 7 2 号
平成20年11月27日

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄 様

門真市長 園部 一成

年末一時金等について（回答）

1. 年末一時金について

- (1) 一般職については、期末手当として1.6ヵ月、勤勉手当0.75ヵ月、合計2.35ヵ月分を12月10日に支給する。
再任用職員については、期末手当0.85ヵ月、勤勉手当0.4ヵ月、合計1.25ヵ月分を12月10日に支給する。
なお、今月から実施いたしております給与の削減については、期末手当及び勤勉手当に反映いたしません。
- (2) 役職段階別加算制度については、制度の問題もあり、廃止することは困難である。
- (3) 60歳未満の嘱託職員については、一般職と同様とし、60歳以上の嘱託職員については、再任用職員と同様とする。
アルバイト職員については、別途協議する。

なお、嘱託職員、アルバイト職員の処遇等については、現在の社会情勢を踏まえた今日的な見直しについて、協議願いたい。
- (4) 一時金への成績主義導入については、現時点では考えていない。
- (5) 地方自治を擁護する姿勢に変わりはない。

2. 給与構造改革の三つの残課題について

- (1) 地域手当15%への移行について
人事院勧告を尊重する立場に変わりなく、本市が地域手当15%地域であり、平成21年度から経過措置として12%となることについては、認識しているところである。
移行時期については、平成23年3月の現給保障の終了を視野に、すむ

やかに協議をお願いしたい。

(2) 新たな昇任昇格制度の導入について

職員の所属する職場や職種によって、管理職登用などに大きな差が生じるとの組合のご指摘は、人事行政上の課題と認識しております。

今後、市民並びに職員の理解と納得が得られる制度構築に向け、協議をお願いしたい。

(3) 中途採用者の前歴換算について

広く人材確保を行なう中、中途採用職員は、現業職のみならず様々な職種において採用しております。

このことを踏まえ、新たな昇任昇格制度などの仕組みの中で、職員の勤労意欲向上に努めたいと考えております。

3. 互助会解散後の福利厚生について

地方公務員法第41条及び第42条による職員に対する福利厚生の実施義務を踏まえ、対応したいと考えております。

特に、(株)市町村共済サービスに互助会事業のカフェテリアプランが移行される経過及びこれまでの互助会が本市の厚生制度実施に果たしてきた役割については、理解しているところであります。

(株)市町村共済サービスへの業務委託移行に向けては、厚生会事業として実施されるものと考えております。

今後は、他市の動向を考慮しつつ、具体的な検討をしてまいりたいと考えております。